

●トピックス(1) ●トラブル事例(2~3) ●お知らせ(4)





# 成年年齢が18歳に引き下げられる!!

公職選挙法の一部改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられましたが、 これにともない民法の成年年齢の引き下げについての法制化が進められていま す。成年年齢が引き下げられると・・・

### 未成年者取消権が使えなくなる?

未成年者が、親権者の同意を得ずに行った契約は、親権者 が取り消すことができるため、未成年者が消費者被害に遭っ た場合でも、この取消権を使うことで被害の救済ができます が、成年年齢が引き下げられるとこの取消権が使えなくなる ことが想定されます。



# 成年直後を狙う悪質業者



これまでも未成年者取消権が使えなくなる20歳の誕生日を 狙って悪質業者がエステやマルチ商法による高額な商品などの 契約をさせているという事例が見られました。今後、成年年齢が 18歳に引き下げられると、高校生のうちから高額な契約をする ことが可能となり、消費者被害が低年齢化していくおそれがあ ります。

# 市町が行う中学校等の『授業』(消費者教育)の お手伝いをしています。

成年年齢の引下げまでに、契約や取引のルール、消費者問 題の知識や対処方法などについて知識や技能を身につけて おくための消費者教育が重要であり、消費者教育推進法にお いても「学校における消費者教育の推進」として明確に位置 付けられています。そのため、長崎県消費生活センターでは 高等学校や市町が行う中学校等における消費者教育につい て、『授業支援』を実施しています。また、PTA研修会などに も講師を派遣します。



# 健康食品のトラブル ~病気を治療するものではありません~



妻は目にいいという機能性表示食品の健康食 品を1年間飲み続けたが、全く効果がなく目のか すみはひどくなる一方だった。病院に行くと白内 障と診断され、手術を勧められた。効果のない健 康食品でも機能性表示食品と表示されていれば

消費者は効果が高いと誤解するのではないか。 (70歳代男性)





健康食品は、医薬品とは違いあくまで食品です。健康の維持に一定の働きは ありますが、病気や体の不調を治療するものではありません。質の悪い商品や 誤った使用方法で体調を崩したり、薬との飲みあわせで重篤な被害が発生する 例もあります。パッケージに記載された用法・用量、注意事項をよく読んで、自 分に合うものかどうかを確かめながら利用するようにしてください。

慢性疾患のある方は利用する前に必ずお医者さんに相談しましょう。もし、健康食品を利用して 体調に異常を感じた場合には、すぐに使用を中止し、医療機関を受診しましょう。

## 中古車購入のトラブル ~信頼できる業者探しが大切~



ネット通販で、中古車を98万円で購入し た。販売業者からは、「修復歴があるが、それ にこだわらなければお買い得。納車前には自 社工場できちんと整備点検する。|と説明さ れた。先日、エンジンに異常音があり近くの

業者に見てもらったら、修理には100万円以上かかるとのこと だ。販売業者は、「修復歴を承知で購入したのだから費用は負担 できない」と言う。解約返金希望。 (20代、女性)





事例は「修復歴車」(車体の骨格にあたる部位の修理及び交換を行っている 車のこと)の販売ですが、本センターでは、相談者を支援して民法上の瑕疵担 保責任、自動車業界が定めた自動車公正競争規約の「特定の車両状態につい ての表示及び書面の交付」が履行されていないことなどを指摘し、契約取り消 しを求める通知書を業者に送付しました。自動車公正取引協議会とも連携し粘

り強く交渉を続けた結果、契約取り消しとなりました。

中古車を購入するときは、信頼できる業者を探し、契約書の内容や車の状態を詳しく確認しま しょう。その上で本当にその車が必要か、支払うことのできる価格なのかを慎重に検討することが 重要です。また、現物を確認しないネットでの取引は大きなリスクを伴います。中古車選びに自信 のない人は、地元の信頼できる販売店で購入することをお勧めします。

# 情報商材のトラブル「誰でも稼げる」にご注意!



SNSのバナー広告に、スマートフォン等で撮 影した写真の販売方法を解説した2万円の情 報商材があり、申し込むと直ぐに教材がメール で送られてきた。さらに 「インスタグラム (ス マートフォン向け写真共有サービス) に写真を

掲載すると3千社の契約会社が写真を買い取る」「手厚いサポート のある特別コースなら月80万円は稼げる | 「返金保証 | と勧誘を受け、 60万円の特別コースを契約した。投稿写真は全く売れず、業者に解約 と全額返金を求めたが応じない。 (50代、男性)





情報商材とは、インターネットの通信販売等を通じて「お金のもうけ方」や 「異性にもてる方法」など様々なノウハウを提供すると称するもので、形状はP DFファイルのダウンロードや冊子、DVDの送付などの方法により提供されま す。情報の内容は中身を見るまで分からないため、実際に得られる情報が思っ ていたものとは異なる場合、トラブルになることがあります。

トラブルが発生した後の業者の対応に問題があったり、表示されていた電話番号が繋がらない というケースもありますので、購入には慎重な検討が必要です。「誰でも簡単に稼げる」「稼げな かったら返金する」「大多数の人が収益を上げている」などと消費者に都合の良いことばかりを強 調する業者は特に注意しましょう。

### 「消費生活相談員」の資格取得に挑戦してみませんか

消費生活相談員資格試験は、年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、どなたでも受験できます。

問合せ先

独立行政法人国民生活センター資格制度室 電話:03-3443-7855 (試験の詳細) http://www.kokusen.go.jp/shikaku.html

一般社団法人日本産業協会 電話:03-3256-7731

(試験の詳細) http://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/about-test.html

### 消費生活相談員資格取得支援講座のご案内

消費生活相談員資格取得を目指している方を支援するための講座を開催します。受講料は無料です。

日時	内容	
7月20日(金) 13:00~17:00	オリエンテーション、消費者行政・消費者安全法、小論文の書き方	
7月21日(土) 10:00~17:00	民法、消費者契約法、経済の基礎	
7月22日(日) 10:00~17:00	金融商品・保険の知識、特定商取引法、割賦販売法	

申込期限 平成30年7月13日(金) ※小論文添削希望者は7月6日(金)までに提出

※葉書又はファックスにて、「資格取得支援講座受講希望」と記載し、住所、氏名、 性別、電話番号を添えて長崎県消費生活センターまでお申込ください。 詳しくは、長崎県消費生活センター 電話:095-895-2320まで

### 消費生活支援講座 (講師派遣) のご案内

長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止する ため、各種講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講座名	対 象	テ ー マ
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方 (高齢者を支援する団体等が主催する講座)	<ul><li>高齢者を狙う悪質商法の実態と 対策</li></ul>
消費生活支援「シニア講座」	主に高齢者 (自治会、高齢者団体等が主催する講座)	・悪質商法に騙されない
消費生活支援「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方 (高等学校、大学、PTA等が主催する講座)	<ul><li>賢い消費者となるために</li></ul>
消費者講座「くらしの安全」	一般消費者 (市町、各種団体等が主催する講座)	<ul><li>知っておきたい!食べ物の知識</li><li>新しい洗濯表示と衣類のトラブル</li></ul>
消費生活学習会	一般消費者 (市町、各種団体等が主催する講座)	• 消費生活に関して希望される テーマ
PTA等研修会	PTA等が主催する講演会・研修会	• 親子で考える消費者問題など
金融経済学習会	小学生から一般消費者 (団体、グループが主催する講座)	• 暮らしに身近な金融に関すること (長崎県金融広報委員会講座)

問合せ 長崎県消費生活センター 電話:095-895-2320

**申込み** ホームページ (http://www.nagasaki-shouhi.jp/) 「ながさき消費生活館」 からも申し込みできます。

#### 消費者市民力アップ講座のご案内

適格消費者団体を目指すNPO法人消費者被害防止ネットながさきでは、本年度も消費者市民 カアップ講座を開催します。知っているようで知らない消費者を守る法律やキャッシュレス決済 などについて連続講座で楽しみながら学べます。受講料無料で、中途参加・1 回のみの受講も可 能です。詳しいことは長崎県消費生活センター (電話:095-895-2320) へお問合せください。

#### 会場別テーマ

#### 長崎会場(長崎県庁3階308会議室)

6月 8日(金)消費者市民が社会を変える

7月13日(金)金融商品とトラブル

9月14日(金) 誰に何をいくら残す?

10月12日(金) 地球環境が危ない

11月16日(金)【公開講座】騙す手口と騙され る心理(仮題)

12月14日(金)人生100年時代のリスク

#### 大村会場(シーハットおおむら1階第1会議室)

6月27日(水) 私が主役

一消費者市民社会一

7月25日 (水) 楽しい旅行になるはずが

8月29日(水) 今から準備―相続・遺言―

9月26日(水) スマホデビューしたいけど

10月24日 (水) ここまできた!

キャッシュレス時代

開催時間は両会場とも13:30~15:30 ※ただし、長崎会場の公開講座は15:00~16:30の予定

### この情報は、県消費生活センターの ホームページでもご覧いただけます。



http://www.nagasaki-shouhi.jp/ ながさき消費生活館

### 計量器に関するお問い合わせは

#### 長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3 TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

#### (編集/発行)

### 長崎県消費生活センター

(長崎県 県民生活部 食品安全・消費生活課)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL.095-824-0999 FAX.095-823-1477

